

令和8年度馬の家畜人工授精に関する講習会実施要領

独立行政法人家畜改良センター理事長

独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）において行う家畜改良増殖法第16条第2項に基づいた馬の家畜人工授精に関する講習会の実施要領を下記のとおり制定する。

記

1. 目的

馬の飼養者、農業団体職員等を対象として、家畜改良増殖法第16条第2項に基づく馬の家畜人工授精に関する講習会を開催し、受講者等を通じて本技術の普及を図り、我が国の馬の生産振興に資するものとする。

2. 家畜の種類 馬

3. 講習会の開催場所

(学科及び実習)

家畜改良センター十勝牧場

〒080-0572 北海道河東郡音更町駒場並木8番地1

TEL 0155-44-2131

4. 講習会の開催日程

(別添「令和8年度馬の家畜人工授精に関する講習会実施計画」参照)

(学科および実習)

令和8年6月29日～7月17日（ただし、7月5日、12日は除く）

(修業試験)

令和8年7月17日

5. 受講資格

馬の飼養者、農業団体職員等で将来にわたって馬の人工授精及び改良増殖を行う予定のある者。

6. 受講人数

10名程度

7. 修業試験の合格基準

修業試験の合格基準は、100点満点で全科目（実習を含む。）平均60点以上（50点未満の科目が2以上ある場合、又は40点以下の科目がある場合を除く）とする。

8. 修業試験の合格証明書の交付

本講習会の全課程（免除科目があるものは免除されるもの以外の科目）を修了し、修業試験に合格した者に対しては、家畜改良センター理事長（以下「理事長」という。）より合格証書を交付する。

9. 講習会に係る費用

講習会受講料は無料とする。ただし、テキストに係る費用は自己負担とする。

10. 応募手続き等

受講希望者は別添の受講申込書（様式1）により開催の1か月前までに家畜改良センター十勝牧場長（以下「十勝牧場長」という。）あてに直接提出（郵送も可）するものとする。

十勝牧場長は、受講希望者について所要の審査を行い、理事長に報告するとともに当該希望者に受講の諾否を通知するものとする。

その他講習会の運営に必要な事務連絡等については、十勝牧場長が適宜理事長と協議して、講習会の円滑な運営を確保するものとする。

11. その他

本講習会に関する問い合わせ先

家畜改良センター十勝牧場 業務第二課（廣岡・益子）
〒080-0572 北海道河東郡音更町駒場並木8番地1
TEL 0155-44-2131
FAX 0155-44-2215